

資料番号	5
------	---

令和6年7月19日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 竹森
内線 4930

広島県教育委員会会議録

令和6年5月10日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年5月10日（金） 9：30開会
10：39閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

2 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	糸崎	誠二
秘書広報室長	竹森	潤一
教育改革課長	今川	浩之
豊かな心と身体育成課長	黒田	康弘
特別支援教育課長	津村	真一郎

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 令和7年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について	1
日程第3	報告・協議1 令和6年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について	5
日程第4	報告・協議2 1学年1学級規模の県立高等学校の状況について	7
日程第5	第1号議案 知事の専決処分に対する意見について	9

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本県は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員、中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

本日の会議議題はお手元のとおりです。

議題のうち公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますので、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、内部検討を行う案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の知事の専決処分に対する意見について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 令和7年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針に

ついて

篠田教育長： それでは、第2号議案、令和7年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について、今川教育改革課長、説明をお願いします。

今川教育改革課長： 失礼いたします。第2号議案、令和7年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について、御説明いたします。

初めに、令和7年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針につきましては、1ページから5ページにありますとおり、一般入試である一次選抜及び二次募集である二次選抜により実施するものでございます。新しい選抜制度の導入3年目となりますこの度の基本方針の策定に当たりまして、令和6年度選抜の実施状況等につきまして、昨年度末に関係団体にヒアリングを実施しているところでございまして、その中でいただいた御意見等から、選抜の基本的な骨格部分につきましては、おおむね問題なく実施できるものというふうに考えているところでございます。

その上で、6ページ、7ページを御覧ください。新旧対照表にございますとおり、令和7年度入学者選抜におきまして、自己表現実施の弾力化を図っていくため、自己表現カードに係る記載を削除しております。自己表現カードの取扱いにつきましては、令和5年度の選抜の実施状況を踏まえ、昨年8月に取りまとめました新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題におきまして、受検者及び高等学校の負担を軽減するため、カードの記入時間の短縮を行うとともに、カードの要否等につきまして、継続的に検討をすることとしておりました。今の段階でこの自己表現カードの取扱いについて具体的に方向性を定めているというわけではございませんけれども、今後取りまとめていくこととしております令和6年度の入学者選抜に係る成果と課題の検証結果を踏まえまして、10月を目途に毎年策定をしております令和7年度の入学者選抜実施要項におきまして、自己表現カードの取扱いについて定めることといたしまして、選抜における基本的な事項を定めるこの基本方針からは、自己表現カードに係る記載を削除することとしているものでございます。

次に、8ページにございます令和7年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針につきましては、9ページの新旧対照表のとおり、昨年度から大きな変更はございません。

続きまして、10ページから11ページにございます令和7年度広島県立併設型中学校入

学者選抜の基本方針についてでございます。

昨年度から変更している点でございますが、12ページの新旧対照表のとおり、広島叡智学園中学校の選抜の方法につきまして、第1次選抜の面接、これは集団面接の形式で実施しているものでございます、及び第2次選抜の共同生活の振り返り、これは選抜の最後の日程でレポートを作成、提出していただくという形で実施しているものでございますが、この2点につきまして削除するという変更を行っております。このことは、広島叡智学園中学校において教育を受けるに足る意欲・適性等を判断するに当たりまして、集団面接及び共同生活の振り返りによって見取っていた事柄につきましては、個人面接や適性検査といった、従来から実施しているその他の検査によって把握が可能であるということから、これらを取り止め、検査内容の精選を図ることとしたものでございます。

なお、資料の19ページから21ページに、令和7年度の高等学校、中学校に関わります選抜日程を参考として添付をしております。令和6年度の日程を踏襲しつつ、土曜日や日曜日、祝日を考慮して設定しております、基本的な内容についての変更はございません。

続きまして、13ページに戻っていただきまして、令和7年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針についてでございます。

17ページから18ページでございますが、新旧対照表にございますとおり、各学科・コースの選抜方法について、高等学校の選抜方法と同様に、自己表現カードに関する記載を削除をしております。

なお、資料の22ページには、令和7年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜日程を参考として添付をしております。これにつきましては、高等学校の選抜日程を踏まえ、昨年度と同様に設定したものでございます。

最後になりますが、令和6年度入学者選抜の成果と課題を検証するため、今後、公立高等学校や中学校をはじめとした関係機関等を対象として、丁寧な調査を実施していくこととしております。今後、制度の定着に向けまして、引き続き検証に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いをいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： おそらく、大きくは変わらない中で、自己表現カードについては、10月の実施要項で決めるということで、この基本方針からは記載を削除ということですが、この基本方針だけを見ると、自己表現カードがなくなるのかと見えますので、先ほど御説明いただいた、まだやらないと決めたわけじゃないといったことが伝わるような御説明が必要だろうということと、これからどういう内容にするか、カードを使うかどうかということを実際決めて、具体的な内容が明らかになるのが10月とすれば、受検生をはじめ関係者、特に受検生の準備が間に合うのかどうか、不安に思う人がいないかと少し心配になります。その2点、対策をお願いしたいと思っております。

今川教育改革課長： ありがとうございます。おっしゃるとおり、自己表現カードがこの時点でなくなると決まったわけではございませんので、この基本方針を通知する際に、その点が学校と生徒に正しく伝わるような工夫をしてみたいと考えております。

また、10月の実施要項で取扱いを具体的に定めるということになりますが、夏頃を目途に、成果と課題の検証結果を公表し、その中で自己表現カードの取扱いについても方向性はお示しをしたいと考えておりますので、早めの周知に努めていきたいと考えております。

中村委員： よろしく申し上げます。

菅田委員： 自己表現カードというのは、やめるならもう全部やめるということになるのですか、それとも個別の高校に任せることになるのですか。

今川教育改革課長： もしやめるということになりますと、特定の学校ではなく、全校共通で実施をしない形で整理をしたいと考えております。バリエーションといたしまして、そのまま存続するというのもございますし、提出方法を検査会場で記入するのではなく、事前に提出をしていただくといった方法についての御意見もいただいておりますので、全校共通というルールで行いますが、実施形態については様々なバリエーションがあると考えております。

志々田委員： 併設型中学校入学者選抜の基本方針の広島叡智学園中学校の選抜の方法の、共同生活の振り返りについて、入試を決めるときにこういう側面が不安になると、やはり共同生活で、寮生活なので、そういうことをきちんと、子供自身に考えてもらう一つのプロセ

スとしてもやるべきであるというようなことの御説明を受けた記憶があるんですけども、6年間、これで入試をずっとやっていて、今、振り返って、これは要らないだろうということになったのだと思いますが、校内できちんと議論してくださっていると思うので、その辺り、教えていただいてもいいですか。

今川教育改革課長： おっしゃるとおり、学校でこれまで行ってきた選抜の経過を検証する中で、学校でこれは代替可能であると御意見をいただき、それを踏まえて整理をしたものでございます。2泊3日という長い共同生活の中で何を感じたのかということをもとめて表現をするという趣旨で実施をしておりましたが、あらかじめ、こういうものを求めるよということ、事前に分かっているのもございますので、あまり書いている中身に差が出てこないことや、個人面接も実施しておりますので、そのやり取りの中で十分確認できる、重複する部分も多くあるということで、一定の役割はございましたが、項目を精選して、残った項目について精度、密度を上げていくという方向で整理をしているところでございます。

志々田委員： よく分かりました。ありがとうございます。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

選抜の方法が変更になって2年が経過し、この春のことについては今、検証中であるとお聞きをしたのですが、先ほどから自己表現、自己表現カードのことについて出ましたが、そのほか実施教科が5教科、1日で実施されたこと、それから第3学年の5段階評定が3倍になるということが変更になったと思うんですけども、ちょうど来年の今頃、3年間やってみてどうだったか御判断されると思うのですが、自己表現については、今自己表現カードなどのことを御説明いただきましたけども、例えば自己表現については残るが、学校独自検査として残していこうとか、いろいろなやり方をお考えいただけるのではないと思うんですけども、そういう変更も踏まえて、今年の基本方針は、大体においては変更がないままでいくけども、若干の変更はしながら、令和7年度の基本方針とするという理解でよろしいでしょうか。

今川教育改革課長： おっしゃるとおりでございます。レビューは繰り返していきながら、運用上必要な改善というものは図っていくということがまずございます。

また、選抜のメニュー自体をどうしていくのかというような根幹的な部分につきましては、やはり一定の期間にわたってレビューを続けていき、その上で、総括的な評価をする中で見直していくといったことはあるかと思っておりますので、根幹的な部分につきましてはまずは定着を図っていきつつ、レビューを引き続き振り返り、検証を続けていくというふうに考えております。

細川委員： ありがとうございます。

そのことについては特別支援学校の入試についても同様なんでしょうか。

津村特別支援教育課長： 特別支援学校についても同様だと考えております。

細川委員： ありがとうございます。

もう1点、2ページからあります併設型高等学校の選抜方法についてでございますが、三次高等学校及び広島高等学校において、従前は別に選抜を行われた後、県がもう一回一斉にという選抜の方法を取られていたと思うのですが、令和4年度と令和5年度の入学者数の状況がどうだったのか、それから昨年度と今年度の入学者の状況がどうだったのか教えていただければと思います。

今川教育改革課長： 広島高校につきましては、内進生も含みますけれども、令和4年度の入学者が240人、令和5年度が213人で27人の定員割れであり、令和6年度については230人の入学者で10人の定員割れという状況がございます。

三次高校につきましては、令和4年度が200人ということで、定員割れはございません。令和5年度が200人の定員に対しまして183人で17人の定員割れ、令和6年度につきましては200人の入学者で、定員割れはなしという状況になっております。

細川委員： 設置をされたときの経緯から考えまして、県が一斉に選抜をするのではなく、この2校については別枠でされてきたことについては、どういう理由からだったのですか。

今川教育改革課長： やはり他校とは違う併設型の中高一貫教育を実施するという意味で、全県から広く生徒を集めるという趣旨から、一般入試に先んじて推薦入試、選抜と同じ日程で、併設型高等学校の入学者選抜は推薦入試と同じタイミングで実施をしてきたという経緯がございます。ただ、入学者選抜制度を改善する際に、入学者選抜全体にかかっている期間を短くしていこうという趣旨がございましたので、推薦入試と一般入試を統合して、一次選抜という形に統一をいたしました。その結果、2回あった選抜が1回に統合された

いうことをございまして、併設型高等学校の入学選抜につきましても他校と同一の日程で行うこととした経緯がございまして。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

設置をされて、広島高校並びに三次高校、三次高校はまだ三次中学からの1期生が卒業しておりませんが、それなりの成果を出してこられたと理解をしていますが、今後もこの2校については同じように統一した期日で、全県一律で選抜をされるのか、もしくはもう1年たった時点で、先ほどの自己表現などと同様に制度的に考える余地もあるのか、今の段階では決まっていなと思いますがいかがでしょうかお聞きください。

今川教育改革課長： 入学選抜の実施時期につきましては、併設型高等学校の入試に限らず、今の一次選抜、2月の下旬という時期がいいのか、例えば高等学校側でいえばもっと早いほうがいいと、中学校側でいえばもっと後のほうがいいと、様々な立場で様々な御意見がありまして、併設型に限らず、日程全般については様々な御意見を伺いながら、継続的に検討していく必要があると考えております。なかなかすぐに結論というところには至らないかもしれませんが、継続的に検討しているという状況でございます。

細川委員： ありがとうございます。

近藤委員： 広島叡智学園高等学校の入学選抜なんですけれども、2年目にレポートで、選抜の方法を若干変えた記憶があるんですけど、もし違ったら申し訳ないのですが、当初、初年度はコロナの真ただ中で、志願者を見つけるのもなかなか難しい状況だったと思うんですけども、だんだんコロナも落ち着いて、入学、入学を希望してくれる方の対象が広がってきているのかなと期待しているところです。実際、そういった実態があるのかということと、受検生のバリエーションが広がってきて、これまでの選抜の方法で公平にチェックができるような状況なのか、できると思われるところがあるので6年度と7年度、変更がないということなんだろうとは思いますが、その辺りの実態を教えてください。

今川教育改革課長： 広島叡智学園高等学校の入学選抜につきましては、外国人等の生徒に対する選抜ということで、全世界から生徒を募っているという状況でございます。志願自体は定員である20人前後くらいまでは志願があるという状況でございます。そこをどんどん拡大していくためのリクルート活動は引き続き実施をしていかないと考えております。

一方で、実際、20人前後の受検者があっても、その後、バカロレアのDPが取得できる資質があるかを見ながら選抜しておりますので、合格者がなかなか定員には届かないという状況は続いておりますので、まずは受検者を増やしていくことが必要なのかなと考えているところでございます。

中村委員： 選抜日程の参考資料の一次選抜の学力検査、自己表現等を例年3日間で行われますけれども、細かい日程は学校によって変わってくるのでしょうか。

今川教育改革課長： 共通する部分と学校によって変わってくる部分がございます。初日に学力検査を5教科で、今後、どうなるかはありますけれども、自己表現カードを記入をするというのは全校共通でございます。2日目から自己表現、又は学校によっては実技検査等の学校独自検査を実施をしていくこととなりますが、受検者が少ない学校は2日目で終わりますし、多い学校は3日目までやるということで、2日目の朝、自己表現がスタートするところまでは共通ですが、その後は学校によって変わってくるという状況でございます。

中村委員： いつもこの日程を見て、その辺りが少し分かりにくいかなという気がしておりますので、今後、もう少し工夫をしていただけたほうがいいと思います。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

それでは、採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで近藤委員が所用のため退席されます。

なお、退席後の委員数は定足数である3名を満たすため、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第14条第3項の規定により、引き続き会議を継続いたします。

報告・協議 1 令和6年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況

について

篠田教育長： 続いて、報告・協議1、令和6年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について、今川教育改革課長、説明をお願いいたします。

今川教育改革課長： 報告・協議1によりまして、令和6年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部等の入学者状況について、御報告をいたします。

まず、1ページの1 公立高等学校、特別支援学校高等部の入学定員（A）の欄を御覧ください。

まず、令和6年度公立高等学校入学者選抜における入学定員は、全日制本校について、小計a欄にありますように、1万5,140人となってございまして、昨年度の1万5,340人と比較して200人の減となっているところでございまして、全日制本校への入学者数（B）でございすけれども、昨年度よりも131人減の1万3,658人となっております。分校及び帰国生徒及び外国人生徒等を加えた全日制課程の入学者数は、中ほどより少し下の高等学校（全日制）計の欄にございすように、1万3,703人で、昨年度と比較し149人の減となっております。

次に、定時制課程の入学者数は249人、フレキシブル課程の入学者数は456人、通信制課程の入学者数は122人、合わせて827人となっております、昨年度と比較して44人の増となっております。

これらに専攻科の入学者数を加えた公立高等学校及び特別支援学校高等部の入学者数の総計は、総計の欄にございすように、1万4,999人で、昨年度と比較し96人の減となっております。

次に、県立中学校につきましては、2 県立中学校の入学者数（B）の欄にございすように、入学者数は280人で、昨年度と比較し増減はございません。

各学校の入学者状況につきましては、資料の2ページから4ページに記載のとおりでございす。

説明は以上でございす。よろしくをお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 今年もたくさんの生徒さんに入学していただいて、よかったと思うのですが、トータルでいくと96名の減となっています。これは、そもそも子供の数が減っていることの要因が一番大きいのか、県立学校に振り向いてもらえていないのか、どちらの要因が強いのか、教えてください。

今川教育改革課長： まずは生徒数の減が一番の要素でございまして、それを踏まえまして、入学定員を200人減ということにしております。その定員200人減に対しまして、入学者の状況といたしましては全日制本校では131人の減、トータルでは、委員がおっしゃいましたように、96人の減ということで、定員を絞った数ほどは入学者は減っていません。入学者動向についてはもう少し詳細に分析が必要かと考えておりますが、一定程度、今年については生徒数の減の割には公立高校の入学者は減らなかったと考えております。

志々田委員： 安心しました。ありがとうございます。

菅田委員： STEAM教育ということで、国を挙げて理系の人材養成を言われている中で工業科が106人も減っていますが、今後、何か中学校との連携などで対策を講じられる予定はあるのでしょうか。

今川教育改革課長： 確かに工業科が106人の減、定員割れも非常に大きくなってございまして、ちょっと厳しい状況であると認識をしております。これについて工業高校の校長先生にお伺いをしたところ、やはり普通科志向、大学進学を見据えたところでの進路選択という中で、工業科、職業系の学科が選ばれにくくなっているのかなとおっしゃられたところでございす。やはり今、今後のために、具体的に何をという明確なものはまだございせんけれども、まずは学科の魅力や特色をしっかりと中学校にPRしていくということが必要なのではないかと考えるところでございす。

菅田委員： ただ、商業科は増えているのに対して工業科が106人の減ということがちょっと気になる

ります。それから最近、工業高校から大学進学が増えてますので、そういうこともPRしていただければと思います。

中村委員： 当然、学校によって違うのですが、入学者の状況で少し気になったのが、呉三津田高校が地域を牽引していく位置づけの高校だと思うのですが、今回、定員割れで、志望者が減っていることです。去年、どうだったのか覚えてないのですが、この状況はどのように分析をしていらっしゃるのでしょうか。

今川教育改革課長： 呉三津田高校につきましては、ここ5年間は定員割れをしている状況がございます。やはり呉市内の生徒数の減が大きい中で、最近の生徒は、ちょっと厳しい学校は避けがちであるということも聞いておりまして、そういうこともこの状況に影響しているのかなと受け止めているところでございます。

中村委員： そうなのかもしれないのですが、広島国泰寺や福山誠之館は、志望者が多い状況だと思いますが、純粹に呉三津田の定員が少し多過ぎるという認識でしょうか。

今川教育改革課長： 1学級以上定員割れをしているわけではございませんので、決して過剰な定員を張っているというつもりはないのですが、ほかの呉市内の学校の倍率は決して高い状況ではないんですが、総体的に他の学校を志願されている生徒さんが多いという状況かなと考えております。

中村委員： はい、分かりました。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

2ページからあります、この春の入学者数を見ている中で、入学定員から1クラスまでではないが、かなりの定員割れを起こしている学校が見受けられるのですが、県教育委員会で何か懸念されていることはあるのでしょうか。

今川教育改革課長： やはり定員割れが大きいということになりますと、その学校の活力ということにも関わりますので、できるだけほうがいいと考えておりますが、一方で、生徒数との見合いの中で、どうしても地域の状況や学校の状況によっては1学級分がどうしても集まらないけれども必要な学級というところもございまして、たくさんあり過ぎるのは問題かと思いますが、一定程度の定員割れというの、とりわけ中山間地域などではやむを得ないところもあると考えているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。

生徒数が減少していくということを踏まえて、学級数減を考えなければならないというのは、例えばどのような状況が考えられるのでしょうか。

今川教育改革課長： 生徒数が減少する中で、例えば1学級以上の入学者減が見込まれる場合、そのまま置いておけば1学級以上の定員が満たないという場合であるとか、その地域全体の生徒数を見たときに大きな減少がある場合には、定員減を検討しないといけない状況があるかと思えます。ただ、先ほど申し上げましたが、定員減イコール学科の消滅であったりということにもつながりかねない地域、状況といったところもございまして、単に数だけではなく、いろんな要素を総合的に勘案しながら考えていく必要があると考えております。

細川委員： そういう方針、考え方に従って学校運営をしていくと、小規模な学校が増えていき、本来の教育環境を整えることができないこともあるのではないかなと思うんですが、1学年1学級規模ということではなく、2学級以上の学校について、1学級になったり、もしくは3学級だけど2学級分しか生徒が集まらないというような状況を、どこまで県教育委員会として踏ん張ってやっていくのかということ、今後の課題もあるのではないかなと思います。

本県の事情もありますから、他県のことを参考にできない部分もありますけども、地域的なことなども鑑みながら、今後進めていくべきところかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

今川教育改革課長： おっしゃるとおりでございまして、規模が小さい学校につきましても、例えば、遠隔授業をはじめとしたICTの活用や、近隣の学校との連携、合同での部活動といったことで補っていくことで教育環境、教育条件の確保に努めていく必要があると考えておりますが、一方で、どうしてもこのままでは教育水準が維持できない場合や規模が小さくなり過ぎるところは出てこようかと思えます。なかなか一律の基準、機械的に実施できるものではございませんけれども、そこは地域の実情を見ながら、第2期の在り方基本計画にも記載がございましたように、地域の教育水準の維持向上を図るための発展的な再編整備も視野に入れつつ、取り組んでいく必要があると考えております。

細川委員： はい、承知しました。

菅田委員： 表で、広島工業の機械と環境設備と祇園北の理数は受検者数よりも入学者数が多いんですけども、これは併願なのでしょうか。

今川教育改革課長： 第二志望での合格もしておりますので、受検者は第一希望のところでは計上しておりますが、入学者はその関係で多いことがございます。

菅田委員： はい、分かりました。

中村委員： 子供の数全体が減っていくのでだんだん縮小していくのも仕方ない面もあるかと思うのですが、個別の定員割れの状況を見て、分析をしていただいて、打つべき手があれば打っていただきたいのですが、先ほど入学者選抜の基本方針でありましたけれども、基本的には学校の目指すべき方向、スクール・ミッションやスクール・ポリシーなど、特徴を際立たせ、はっきり出して、生徒に選んでもらうことがまず、基本だと思うのですが、そういう中で、各学校が目指しているところがうまく伝わっていないのか、それともやっている中身に問題があるのか、地理的な問題なのか、いろいろあると思いますけれども、そういうところで十分に打ち出せていなかったり、伝わってなかったり、中身が伴ってなかったりするところは、是非、県教委としても一緒により良い方向になるように援助などを各高校にしてあげていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について

篠田教育長： 続いて、報告・協議 2、1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について、今川教育改革課長、説明をお願いします。

今川教育改革課長： 報告・協議 2 によりまして、1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について、御報告いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。1 生徒数の状況には、1 学年 1 学級規模校 14 校における今年度の入学式時点の新入学生徒数及び 5 月 1 日時点の全校生徒数の状況をお示ししております。御案内のとおり、本年 3 月に策定をいたしました、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第 2 期）におきましては、1 学年 1 学級規模校は、学校活性化地域協議会において、教育活動や部活動等における取組の強化等による活性化策を検討・実施し、県教育委員会は、各学校の取組が効果的に進められるよう、協議会の意見を踏まえ、市町等と連携しながら、必要な支援を行うこととしております。こうした取組の結果、2 年連続して新入学生徒数が入学定員の 2 分の 1、20 人でございますけれども、未滿、又は全校生徒数が収容定員の 2 分の 1（60 人）未滿となった 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校につきましては、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、近隣の県立高等学校のキャンパス校、特定の中学校の緊密な連携による一体的な学校運営を行う中高学園構想への移行、統廃合、これは市町立学校としての存続を含みますが、この三つのうちのいずれかとする事としております。その中で、今年度の新入学生徒数につきましては、1 学年 1 学級規模校 14 校全てにおいて 20 人以上となった一方で、全校生徒数につきましては 4 校が 60 人未滿となっております。

2 ページを御覧ください。1 学年 1 学級規模校に対する対応でございます。

1 学年 1 学級規模校につきましては、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第 2 期）に基づきまして、新入学生徒数が入学定員の 2 分の 1、20 人でございますが、以上、かつ全校生徒数が収容定員の 2 分の 1（60 人）以上となるよう、より一層、学校の活性化等に向けて取り組んで参りたいと考えております。

その中で、教育委員会といたしましても、学校の活性化・魅力化や新入学生徒数及び全校生徒数の確保に向け、各学校の取組が効果的に進められるよう、学校活性化地域協議会の意見を踏まえ、市町等と連携しながら、必要な支援を行って参りたいと考えております。

なお、資料の 3 ページに、1 学年 1 学級規模校の令和 2 年度以降の新入学生徒数及び全校生徒数をお示ししておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 1 学年 1 学級の学校に対して、今年から新たに学校教育の魅力化に向けたプロジェク

トを県教委としては各学校と連携しながら進めていこうとされていると思うんですけども、今、4月から始まって一月ぐらいで進展はどのくらいあったのでしょうか。

今川教育改革課長： 今年度の新たな取組といたしまして、1学級規模校14校の活性化の取組につきまして、各校の強みや伸び代などを分析をして、今後の取組を企画していこうということで、アドバイザーを配置をし、各学校の取組を診断した上で取組を構築していく取組を始めています。一般財団法人地域・協力魅力化プラットフォームに委託契約をいたしまして、現在、1学級規模校に対して、今年度の進め方について説明会を実施し、その受託先のプラットフォームのアドバイザーの方が順次開催をされており、各学校の活性化協議会へ一緒に行っていただきまして、現状把握をしていただき、今後、各学校の状況についての分析を行うアンケート調査などを実施をしていく流れになっております。

志々田委員： 学校だけで頑張れというのではなく、教育委員会も伴走もしながら、一緒に定員の確保に尽力していこうという新たな1年ですので、そういう意味で、今年この数字を、思ったよりどうしてここが低いのか高いのかという話はしたくないなと思ったので、質問しました。

大事なのは教育の魅力化だと思います。地元の高校の教育が魅力的だから来たいという子供たちをいかにつくっていくかというときに、よく入学定員のことになると、うち来るところという得があるよとか、いわゆる高校教育の本質そのものではなく、何か購買のパンがおいしいとか、間違っただけの魅力化に走らないように、教育の内容そのものだし、この地域のこの学校でしか学べないという地域の資源を使った教育プログラムをいかに構築できるのかということにかかっているの、是非それぞれの学校の校長先生や教員の先生方に、今、この学校におかれている教育的課題を解決するためのパートナーとしてこの高校教育の魅力化のプロジェクトが進んでいることもしっかり御理解いただいて、コーディネーターさんたちと一緒に活動してもらえればなと切に願っています。数字で一喜一憂することなく、強い高校教育をつくってもらえればなと思ったところです。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

1ページ目のはず困いの抜粋の中のただし書のところですけど、「近隣に他の高等学校がなく、他地域への通学が極端に困難な学校が対象となった場合は、別途検討します」と記載がありますが、近隣に他の高等学校がなくという、また、それが他地域への通学が極端に困難な学校という、このところの記述なんですが、どういうふうに理解をすべきなのでしょう。

今川教育改革課長： まず、この記述について、近隣にほかの学校がなくというのが例えば半径何キロとか、通学が困難というので何か数値的な基準を持っているというわけではございません。そのときの状況ということもあると思いますので、再編を検討する段になりまして、こういった状況がないかというのを、そのときの状況を見て、考えることになろうかと思えます。

細川委員： 分かりました。

具体的にまだそういう対象の学校がないので、ない段階でどうなのかということ判断するというのは難しいと思いますし、私の地元では芸備線の検討委員会なども発足し、学校教育以外の地域の課題なども出ているところもありますので、総合的にそういう状況が発生したときに判断するというので理解をすればよろしいということですね。

中村委員： 資料、2ページ目の最後の丸に書いてある対応、この3行に尽きると思うんですけども、基準が決まって、時間も限られてくる中で、特にほかに通える学校がある高校で、地元の中学校からの進学者が少ない学校等について、学校教育の中身を上げていくというニーズに応えていくことは当然だと思うのですが、活性化協議会の意見、地元の市町の意見、地元にとって必要かどうかというところは一番大きいと思いますので、そこを連携しながら進めていただきたいと思います。報道を見ても、竹原市が、1学年1学級規模ではないんですけども、地元の高校の進学者を増やす取組をするということで、これはありがたいことだと思いますけれども、こういうところに当てはまってきてからでは打てる手も限られますので、早めの対策を取るようには是非お願いしたいと思います。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(10:29)

【非公開案件】

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(10:39)